

千葉県稲毛区選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2の規定により、次のとおり在外選挙における期日前投票所を指定した。

令和4年6月22日

千葉県稲毛区選挙管理委員会委員長 三浦 邦宏

指定した期日前投票所 千葉県稲毛区役所3階講堂